

【上越市に転入された方へ】

■ 転入に際して必要な諸手続を担当する課をご案内します。

※ 転入は住み始めてから 14 日以内に届出をしてください。 ※ 住み始める前には届出はできません。

上越市役所
〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
TEL : 025-526-5111 (代表)

令和 5 年 4 月～

担当する課名等	問い合わせ先	利用する制度等	手続の内容
市民課（第 1 庁舎 1 階）	TEL 520-5685	・印鑑登録に関すること。	・必要な方は、新たに印鑑登録の手続をしてください。
	TEL 520-5826	・マイナンバーカード及び住民基本台帳カードの継続並びに署名用電子証明書の更新に関すること。	・継続の手続が必要ですが、転入届が遅延等すると、カードが廃止されます（国外から転入された方の手続など詳細は最終面参照）
国保年金課（第 1 庁舎 1 階）	TEL 520-5714	・国民健康保険に関すること。	・前住所地で市町村国保へ加入されていた方は、転入日から 14 日以内に国民健康保険への加入の手続をしてください。また、70 歳以上の方は、負担区分等証明書をお持ちの上、加入の手続をしてください。
	TEL 520-5716	・国民年金に関すること。	・手続きは不要です。
	TEL 520-5717	・後期高齢者医療に関すること。	・加入の手続をしてください。
こども政策課（第 1 庁舎 1 階）	TEL 520-5726	・子ども医療費助成に関する事（上越市では高校卒業相当の年齢（18 歳到達後の 3 月 31 日）まで対象となります。）。	・子ども医療費受給資格者証の交付の手続をしてください。
		・妊産婦医療費助成に関する事。	・妊産婦医療費受給資格者証の交付の手続をしてください。
		・児童手当に関する事。	・15 歳以下の児童を養育する方は手続をしてください。 ※公務員の方は、職場で手続をしてください。
		・児童扶養手当に関する事。	・転入前の市町村で認定を受けていた方は、住所変更等の手続をしてください。 ・転入前の市町村で認定を受けていない場合でも、18 歳以下の児童を養育するひとり親の方で助成の対象となる方は、認定の手続をしてください。
		・ひとり親家庭等の医療費助成に関する事。	・18 歳以下の児童を 3 人以上養育する方は、対象となりますので手続をしてください。
	TEL 520-5725	・子育てジョイカード事業に関する事。	・妊娠一般健康診査受診票の交付の手続きをしてください。 受診回数を確認するため、転入前の市町村で交付された妊娠一般健康診査受診票を持参してください。 ・母子健康手帳を持参してください。
健康づくり推進課 ※窓口はこども政策課になります。	TEL 520-5843	・母子健康手帳に関する事。 ・子どもの健診、予防接種に関する事。	・妊娠一般健康診査受診票の交付の手続きをしてください。 受診回数を確認するため、転入前の市町村で交付された妊娠一般健康診査受診票を持参してください。 ・母子健康手帳を持参してください。
福祉課（第 1 庁舎 1 階） 【福祉総合窓口】	TEL 520-5695 TEL 520-5694	・障害者手帳に関する事。 ・障害者医療に関する事。 ・障害者手当に関する事。 ・障害福祉サービスに関する事。	・手帳を持参し、住所変更手続と各種サービス受給の手続を行ってください。 ※NHK 放送受信料減免制度を利用する場合は、手帳と印鑑を持参してください。
高齢者支援課（第 1 庁舎 1 階） 【福祉総合窓口】	TEL 520-5705 TEL 520-5706 TEL 520-5707	・介護保険に関する事。 ・高齢者福祉サービスに関する事。	【要介護認定を受けていない方】 ・転出証明書に記載がありますので、手続きはありません。 【要介護認定を受けている方】 ・転入日から 14 日以内に、転入前の市町村から発行された受給資格証明書を窓口に提出し、認定申請の手続を行ってください。

担当する課名等	問い合わせ先	利用する制度等	手續の内容
幼児保育課（第1庁舎2階）	TEL 520-5720	・保育園・認定こども園に関すること。	・保育園、認定こども園で入園の手続きをしてください。 ・入園申込は転入前から可能です。
環境政策課（第2庁舎2階）	TEL 520-7376	・犬の登録に関すること。	・飼い犬の登録を転入前の市町村から、上越市へ変更する手続きが必要です。 ・転入前の市町村の犬の鑑札を持参してください。（鑑札がない場合はご相談下さい。）手続きに印鑑は不要です。
健康づくり推進課 新型コロナワイルスワクチン接種事務室（第1庁舎2階）	TEL 526-5111（代表） 内線 1317、1318	・新型コロナワイルスワクチン接種に関すること。	・コロナワクチン接種を希望する方は、接種券の発行申請が必要です。ワクチン接種に関するお問い合わせは、市ワクチン接種コールセンター（TEL 025-520-8870）へご連絡ください。
税務課（第1庁舎2階） 【市税総合窓口】	TEL 520-5649	・原動機付自転車（125cc以下バイク）、小型特殊自動車に関すること。	・原則、使用（居住）する市区町村で軽自動車税が課税されます。左記の車両をお持ちの場合、前住所地で廃車の手続きを行ったうえで登録の手続にお越しください。
生活環境課（クリーンセンター）	TEL 526-5111（代表）	・ごみ処理に関すること。	・ごみの分別方法等は、「家庭ごみの分け方出し方ガイド」をご参照ください。 ・利用する集積所は、お住いの町内会の役員又は集合住宅の管理会社へご確認ください。
	TEL 526-5111（代表）	・し尿くみ取りに関すること。	・し尿くみ取りが必要な場合は、事前に届出が必要となります。
生活排水対策課（第3庁舎）	TEL 520-5794	・合併処理浄化槽に関すること。	・新たに浄化槽を設置する場合は、設置及び使用開始の手続が必要です。 ・浄化槽が設置されている持家の場合は、管理者変更の手続きが必要です。
ガス水道局料金センター (ガス水道局庁舎1階)	TEL 522-7030	・ガス水道の使用開始に関すること。	・ご使用開始の2営業日前までにお申込みください。 ・ガスのご使用開始には契約者の立会いが必要です。 ・水道メーターが屋内にある場合は立会いが必要です。
学校教育課（教育プラザ）	TEL 545-9244	・小中学校転学に関すること。	・前籍校で在学証明書と教科書給与証明書を受け取り、転入先の学校へ提出してください。
		・就学援助に関すること。 ・放課後児童クラブに関すること。	・希望する方は、申請してください。（就学援助、児童クラブ）
		・市立幼稚園入園に関すること。	・入園希望の方は、高田幼稚園へお問合せください。
東北電力（株）上越営業所	TEL 0120-175-266	・電気に関すること。	
NTT東日本	TEL（局番なし）116	・電話に関すること。	
郵便サービス	TEL 0120-232-886	・郵便に関すること。	
運転免許センター 上越支所	TEL 025-543-3100	・自動車運転免許証に関すること。	
軽自動車検査協会 新潟主管事務所 長岡支所	TEL 050-3816-1851	・軽三輪車、軽四輪車（軽自動車）の登録等に関すること。	
北陸信越運輸局 新潟運輸支局 長岡自動車検査登録事務所	TEL 050-5540-2041	・軽二輪車（125cc超 250cc以下）の登録等に関すること。 ・普通車と二輪の小型自動車（250cc超）の登録等に関すること。	

【マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを所有されている方へ】

以下の場合は、カードが廃止されますので注意してください。

- 1 新しい市区町村に転入した日から 14 日以内に転入届を行わなかった場合
- 2 転出届の際に届け出た（転出証明書に記載された）転出予定日から 30 日以内に転入届を行わなかった場合
- 3 転入届を行う際にカードの継続手続を行わず、90 日が経過した場合
- 4 転入届を行う際にカードの継続手続を行わず、別の市区町村に転出した場合

【カードの継続手続を行う方へ】

- 1 継続手続を行う際はカードの暗証番号（4桁）を入力していただきます。
- 2 転入後の同一世帯員又は法定代理人が継続手続を行う場合は、あらかじめカード所有者に暗証番号を確認しておいてください。
- 3 上記 2 以外の方が代理で継続手続を行う際の手続方法は、別途お問い合わせください。

(注) 転入届受理後、カードの継続手続が可能になるまで反映に通常 1 時間程度必要となります。

同日に手続を希望される場合は、遅くとも 16 時 30 分までにお越しください。

なお、混雑状況等により、当日の手続ができない場合がありますので、予めご了承ください。

【マイナンバーカード又は住民基本台帳カードに署名用電子証明書を搭載されていた方へ】

転入に伴い署名用電子証明書は失効しますので、引き続き利用する場合は更新手続をしてください。

【転入前の市区町村でマイナンバーカードを申請中のまま転出された方へ】

転入前の市区町村での申請は無効となりますので、カードが必要な場合は再度当市で申請してください。

【新たにマイナンバーカードの交付申請をされる方へ】

個人番号カード交付申請書が必要な場合はお申し出ください。

住所が変わっても旧住所が記載された個人番号カード交付申請書での申請は可能です。

【国外から転入された方でマイナンバーカードを所有されている方へ】

転入手続後、マイナンバーカードは新規申請の手続が必要です。転入された方全員分のマイナンバーカードをお持ちください。

マイナンバーカードを紛失した場合、または、国外へ転出の際、マイナンバーカードの返納手続を行わなかった場合は、有料になることがありますのでご注意ください。